（工事安全推進室の所掌事務）

第百十六条の二　工事安全推進室は、港湾空港部の所掌事務に関する工事の安全の管理及び指導に関する事務（関東地方整備局にあっては、特定離島港湾計画課及び首都圏臨海防災センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（建設専門官）

第百三十六条　地方整備局を通じて建設専門官七百十七人以内を置く。

2　（略）

（先任建設管理官）

第百三十六条の三　地方整備局を通じて先任建設管理官七十人以内を置く。

2　（略）

（営繕技術専門官）

第百三十七条　地方整備局を通じて営繕技術専門官四十五人以内を置く。

2　（略）

（用地官）

第百三十九条　地方整備局を通じて用地官百十二人以内を置く。

2　（略）

（契約事務管理官）

第百四十二条　河川国道事務所等を通じて契約事務管理官七十二人以内を置く。

2　（略）

（用地対策官）

第百四十三条　河川国道事務所等を通じて用地対策官五十八人以内を置く。

2　（略）

（事業対策官）

第百四十五条　河川国道事務所等を通じて事業対策官九十四人以内を置く。

2　（略）

（総括地域防災調整官）

第百四十五条の二　河川国道事務所等を通じて総括地域防災調整官十六人を置く。

2　（略）

（地域防災調整官）

第百四十五条の三　河川国道事務所等を通じて地域防災調整官四十二人以内を置く。

2　（略）

（総括保全対策官）

第百四十五条の四　河川国道事務所等を通じて総括保全対策官四十二人を置く。

2　（略）

（保全対策官）

第百四十六条　河川国道事務所等を通じて保全対策官百八十人以内を置く。

2　（略）

（工事安全推進室の所掌事務）

第百十六条の二　工事安全推進室は、港湾空港部の所掌事務に関する工事の安全の管理及び指導に関する事務（特定離島港湾計画課及び首都圏臨海防災センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（建設専門官）

第百三十六条　地方整備局を通じて建設専門官六百六十七人以内を置く。

2　（略）

（先任建設管理官）

第百三十六条の三　地方整備局を通じて先任建設管理官六十六人以内を置く。

2　（略）

（営繕技術専門官）

第百三十七条　地方整備局を通じて営繕技術専門官四十四人以内を置く。

2　（略）

（用地官）

第百三十九条　地方整備局を通じて用地官百三十二人以内を置く。

2　（略）

（契約事務管理官）

第百四十二条　河川国道事務所等を通じて契約事務管理官六十九人以内を置く。

2　（略）

（用地対策官）

第百四十三条　河川国道事務所等を通じて用地対策官五十七人以内を置く。

2　（略）

（事業対策官）

第百四十五条　河川国道事務所等を通じて事業対策官九十二人以内を置く。

2　（略）

（総括地域防災調整官）

第百四十五条の二　河川国道事務所等を通じて総括地域防災調整官十五人を置く。

2　（略）

（地域防災調整官）

第百四十五条の三　河川国道事務所等を通じて地域防災調整官四十人以内を置く。

2　（略）

（総括保全対策官）

第百四十五条の四　河川国道事務所等を通じて総括保全対策官四十人を置く。

2　（略）

（保全対策官）

第百四十六条　河川国道事務所等を通じて保全対策官百七十六人以内を置く。

2　（略）